

人材認定等事業に係る登録に関する省令（案）

第 1 人材認定等事業（法第 11 条第 1 項関係）

申請する事業は、その主たる内容が人材認定等事業であって次のいずれにも該当するものであること。

- 一 人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）にあっては、講習又は研修の業務（以下「講習等」という。）を、人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）にあっては、書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。
- 二 営利を主たる目的とするものでないこと。

第 2 登録の申請書類（法第 11 条第 1 項関係）

法第 11 条第 1 項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- 三 申請者が法第 11 条第 3 項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度までの三年間における事業の状況を記載した書類
- 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 六 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 講習等及び審査に係る手数料に関する事項
 - ロ 育成事業については、講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項

第 3 申請書の記載事項（法第 11 条第 2 項関係）

法第 11 条第 2 項第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の名称
- 二 事業の対象となる者
- 三 事業の行われる場所

第 4 登録基準（法第 11 条第 4 項関係）

法第 11 条第 4 項第二号に規定する主務省令で定める基準は次に掲げるものとする。

- 一 当該申請に係る人材認定等事業が第 1 のいずれにも該当するものであること。
- 二 講習等又は審査を受けようとする者から徴収する手数料が当該申請に係る人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 三 講習等又は審査の実施に当たっては、その内容に応じて、受講者又は認定を受けようとする者の安全が確保されるよう配慮するものであること。
- 四 育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 講師は、当該育成事業において 3 年以上講習等を行っている者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であること。
 - ロ 当該事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、イに掲げる講師を一人以上含むものであること。
- 八 講習等は、環境の保全に関する指導の実施に必要な知識又は技能に関する事項を含むものであること。
 - 二 講習等は、その内容に応じて、環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項を含むものであること。
- ホ 申請の日の属する事業年度の前事業年度までの三年間の各年において当該育成事業に係る講習等を受講した者が五人以上であること。
- 五 認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 審査の方法及び基準が明確であること。
 - ロ 審査の基準は、環境の保全に関する指導の実施に必要な知識又は技能に関する基準を含むものであること。
 - ハ 審査の基準は、その内容に応じて、環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する基準を含むものであること。
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度までの三年間の各年において当該認定事業を行っていること。

第 5 変更届出及び廃止届出（法第 11 条第 7 項関係）

法第 11 条第 7 項の規定による届出は、法第 11 条各号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては、様式第二、登録を受けた人材認定等事業の廃止に係る場合にあっては、様式第三による届出書によってしなければならない。

備考

「法」とは、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律のこと。参考資料 2 参照。

様式第一号

人材認定等事業登録申請書

年 月 日

大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1. 事業の名称
2. 人材認定等事業の内容
3. 事業の対象となる者
4. 事業の行われる場所

屋内	
屋外	森林 田園 公園 河川 湖沼 海岸 海洋 その他（ ）

（該当する事項を で囲むこと。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第二号

登録人材認定等事業変更届出書

年 月 日

大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

下記のとおり申請書の記載事項を変更したので、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第11条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の名称		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

備考

- 1 「事業の名称」欄には、変更前の名称を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第三号

登録人材認定等事業廃止届出書

年 月 日

大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

登録人材認定等事業を廃止したので、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第11条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の名称	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。